

事業報告

第2期

自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

横浜川崎国際港湾株式会社

事業報告

(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済は、米国では堅調な個人消費があったものの、新政権による不確実性から先行き不透明な状況となり、欧州では英国の EU 離脱問題などにより一時経済が混乱するなどの状況も見られました。また、中国をはじめとするアジアの一部新興国は緩やかな成長にとどまり、全体として景気回復には鈍化が見られました。

国内経済では、政府による経済政策や日銀による金融緩和等を背景に、輸出を中心に持ち直しの兆しはあるものの、全体として底堅い回復となりました。

当社はこのような中、平成 28 年 3 月 4 日には京浜港の特定港湾運営会社としての指定、同月 25 日には国、川崎市、民間企業からの出資を受けて、これまで進めてきた「民の視点による一体的かつ効率的な港湾運営に加え、基幹航路の維持・拡大」に向け、国際コンテナ戦略港湾の競争力強化を進めていく体制を整えました。

当事業年度は国、港湾管理者、民間事業者の協働体制の整った国際コンテナ戦略港湾施策実施の第 1 期目にあたり、

1. 横浜港、川崎港のコンテナターミナルの運営、整備計画の策定
2. 国の支援を受けた貨物集貨策の展開
3. 基幹航路の維持・拡大に向けた大型船の寄港可能な大水深・高規格コンテナターミナルの整備

等を中心に事業を展開してまいりました。

この結果、平成 28 年度には東日本からの内航船の増便や、平成 29 年度においては横浜港に新たな基幹航路として中国のコスコ社が北米航路の横浜寄港サービスを開始することとなり、南本牧ふ頭においては、大水深・高規格コンテナターミナルの MC-3 号バースの供用開始によって外貿コンテナ貨物取扱量（速報値）は前年比 3 割増しの 100 万 TEU に迫る状況となりました。

その結果、全体として、横浜港は前年比 0.3% 増の 252 万 TEU、川崎港は 9.1% 増の 8.3 万 TEU となりました。

こうした取組みを推進した結果、当事業年度の営業収益は 7,106 百万円となり、営業費用及び一般管理費は 7,076 百万円、営業利益は 29 百万円、経常利益は 26 百万円となり、当期純利益は 12 百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

前年度にはコンテナ船市場で世界 7 位であった韓国の韓進海運の破綻や、日本郵船・商船三井・川崎汽船の邦船社 3 社のコンテナ船事業の統合発表などがあったことから、基幹航路を運行するメガキャリアでは、寄港地の選別・集約が進むものと想定されます。

このような状況の中で、当社は引き続き国や港湾管理者、横浜港埠頭株式会社、川崎

臨港埠頭倉庫株式会社と連携し、戦略的な貨物集貨支援策を更に強力に展開していくとともに、大型化や寄港地の集約化が図られるコンテナ船社に選ばれる港づくりを着実に進めていくことが必要です。

具体的には「広域集貨促進事業」「新規基幹航路誘致事業」による集貨策を展開しながら、大型船対応の南本牧ふ頭 MC-4 号コンテナターミナルの早期供用開始に向け、施設整備を促進してまいります。

なお、このような取り組みを着実に進められる財務基盤・組織機能の強化も引き続き推し進めてまいります。

(3) 設備投資の状況及び資金調達状況

当事業年度の投資については、下表のとおりとなっております。

事業区分	埠頭名	内容	実施額
港湾法第55条の9に基づく事業	本牧ふ頭	ヤード再整備、制御盤更新	1,036 百万円
	南本牧ふ頭	監視設備更新	54 百万円
その他事業	本牧ふ頭	制御盤更新	13 百万円
	南本牧ふ頭	ゲートハウス	108 百万円
合計			1,211 百万円

上記投資にかかる資金調達については、下記のとおりとなっております。

種別	金額
港湾管理者無利子借入金	872 百万円
特別転貸債借入金	109 百万円
市中銀行借入金	230 百万円
合計	1,211 百万円

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	単位	平成 27 年度 (第 1 期) ※	平成 28 年度 (第 2 期)
営業利益	百万円	5	29
経常利益	百万円	4	26
当期純利益	百万円	2	12
1 株あたりの当期純利益	円	289	626
総資産	百万円	6,485	6,810
純資産	百万円	1,002	1,015

※第 1 期は会社設立日である平成 28 年 1 月 12 日から平成 28 年 3 月 31 日までの事業年度となります。

(5) 主要な事業所

本 社 横浜市西区みなとみらい 2 丁目 3 番 1 号
川崎事業部 川崎市川崎区東扇島 92 番地

(6) 主要な事業内容

- ・コンテナターミナル施設及び関連施設の建設、賃貸、管理及び運営
- ・港湾施設の設計、施工、管理及び監理運営
- ・港湾振興に寄与する集貨促進事業の実施

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢
29 人	13 人	41.9 才

注 従業員数のうち 13 人が出向者となっております。
従業員数には、臨時雇用者数は含まれておりません。

(8) 主な借入先

借入先	借入残高
横浜市	2,687 百万円
株式会社三井住友銀行	364 百万円
合計	3,051 百万円

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,000,000 株

(2) 発行済株式総数 20,000 株

(3) 株主の状況

株主名	持株数
国	10,000 株
横浜市	9,000 株
川崎市	900 株
株式会社三井住友銀行	100 株
合計	20,000 株

(4) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	諸岡 正道	
取締役副社長	櫻井 文男	横浜港埠頭株式会社代表取締役社長
取締役川崎事業部長	平沼 正彦	川崎臨港倉庫埠頭株式会社コンテナターミナル運営事業部長
取締役	伊東 慎介	横浜市港湾局長 横浜港埠頭株式会社取締役
取締役	酒井 浩二	川崎市港湾局長 川崎臨港倉庫埠頭株式会社取締役
監査役	鈴木 健一	横浜市港湾局港湾物流部長
監査役	橋本 伸雄	川崎市港湾局港湾振興部長

注 平成 28 年 6 月 20 日開催の定時株主総会において、酒井浩二が取締役、鈴木健一、橋本伸雄が監査役に選任され、同日付で就任いたしました。監査役の宇都木朗、小佐野晃は同日付で辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	3 名	25 百万円
合計	3 名	25 百万円

注 1 当事業年度末現在の人員は、取締役 5 名、監査役 2 名ですが、無報酬の取締役 2 名及び監査役 2 名がいるため、支給人員と相違しております。

注2 平成28年3月11日開催の第2回臨時株主総会において、取締役報酬総額は年額50百万円以内、監査役報酬総額は年額5百万円以内と決議いただいております。

5. 取締役及び監査役の責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は取締役伊東慎介、酒井浩二、監査役鈴木健一、橋本伸雄の4氏と責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

6. 会計監査人の状況

- (1) 名称 新日本有限責任監査法人
- (2) 報酬等の額 4,320千円（税込）
- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
特記すべき事項はありません。

7. 会社の体制及び方針とその運用状況

平成28年12月5日に開催した第4回取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を制定しました。

当該基本方針の内容および運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 《基本方針》

- ① 会社の取締役及び社員が、法令を遵守し、倫理観を持って行動できるよう、周知徹底を図ります。特に役員は、高い倫理観と道徳観に基づき、厳格に法令等を遵守し、企業活動のあらゆる場面において社員の模範となって行動します。
- ② 上記行動規範の徹底を図るため、担当役員を定め、役員及び社員への徹底を図り、未然に法令定款違反を防止します。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他法令遵守に関する重要な事実を発見したときは、直ちに取締役会及び監査役に報告し、適切な処置をとります。
- ④ 法令遵守上、疑義ある行為について、社員が社内通報窓口を通じ、監査役に通報できる制度を整備します。

《運用状況の概要》

- ・内部統制システムの適正な運用により、取締役及び社員は法令及び定款に則って職務を遂行しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 《基本方針》

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、関係法令や社内規程に基づき適切に保存・

管理し、常時閲覧可能な状態にするとともに、社外への漏洩防止のために必要な措置を講じます。

- ② 会社が保管する情報は、適正な請求があれば個人情報等の場合を除き原則開示する体制を整備します。
- ③ 情報資産の適切な取扱いに関し措置すべき体制を整備しております。

《運用状況の概要》

- ・各種規程に基づき、適切に情報の保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

《基本方針》

- ① 会社を取り巻くリスクを識別し、そのリスクの把握とその管理を行うために規程に沿った管理体制を構築します。
- ② 不測の災害が発生した場合には、取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる危機管理体制を整えます。

《運用状況の概要》

- ・リスク管理規程の制定を進め、リスクを識別し、管理体制の構築を行っております。
- ・防災計画について、関連する自治体や横浜港埠頭株式会社との調整を進めて運用しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

《基本方針》

- ① 取締役会の決定に基づく業務執行を効率的に行うため、組織、業務分担、職務権限等を明らかにする体制を整備します。

《運用状況の概要》

- ・取締役会において策定された中期経営計画に基づき職務を執行しております。
- ・取締役会付議事項のほか、業務執行にかかる重要事項については、経営会議において審議されております。
- ・各種規程に基づき、適正かつ効率的に職務の執行を行っております。

(5) 監査役の職務を補助すべき社員に関する事項

《基本方針》

- ① 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、取締役社長は、監査役を補助すべき社員として、監査役補助者を任命します。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保し、上記補助者の任命、異動、評価及び懲戒処分については、監査役の承認を得ます。

《運用状況の概要》

- ・監査役より監査業務に必要な命令を受ける監査役補助者は、その命令に関しての取締役の命令を受けないようにし、取締役からの独立性を確保しております。

(6)取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

《基本方針》

- ① 監査役が、職務の執行にあたり必要となる事項について、取締役及び社員に対し、随時その報告を求めることができる体制を整えます。
- ② 監査役は、取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う体制を整えます。
- ③当社は、監査役への報告を行った当社の取締役及び社員に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する旨を社内規程に明記します。
- ④当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないと証明できる場合を除き、これに応じます。

《運用状況の概要》

- ・ 監査役の出席する取締役会では、取締役や社員が随時その担当する業務の執行状況について、報告を行っております。
- ・ 監査役は取締役会に出席し、適宜必要な発言を行うとともに、必要に応じて会計監査人と意見交換を行っております。
- ・ 監査役の請求に応じて、会社法の定めに基づき適切に対応するものとしております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。